

新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案の
意見聴取結果について

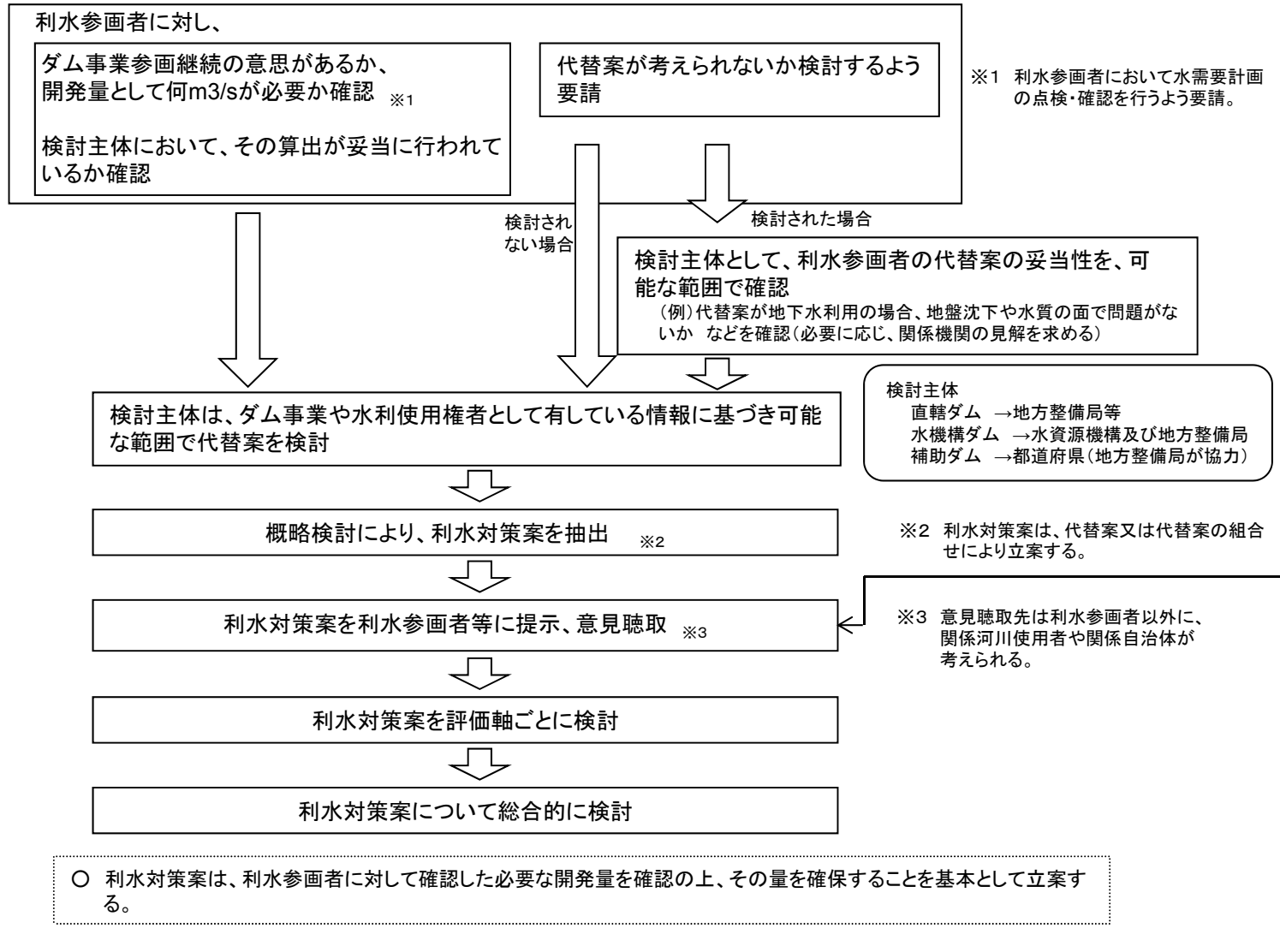
平成25年9月25日

国土交通省 関東地方整備局

新規利水及び流水の正常な機能の維持に対する対策案検討の進め方について

第12回今後の治水対策のあり方に関する有識者会議「参考資料4」の抜粋

個別ダムの検証における新規利水の観点からの検討



7案に抽出した新規利水対策案に対し、上記※3のとおり、利水参画者、関係河川使用者及び関係自治体から意見をいただいた。

6案に抽出した流水の正常な機能の維持対策案に対し、上記※3のとおり、利水参画者、関係河川使用者及び関係自治体から意見をいただいた。

「霞ヶ浦導水事業の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案に対する意見聴取について」に対する意見聴取

1 御意見を頂きたい事項

(1) 新規利水対策案

(別添4)資料参照

※(別添4)は、「霞ヶ浦導水事業の関係地方公共団体からなる検討の場」の第4回幹事会配付資料と同じです。

- ① 霞ヶ浦導水
 - ② ケース1-1
 - 【利根川】
 - ダム再開発(湯西川ダムかさ上げ+下久保ダムかさ上げ)
 - +湖沼開発(牛久沼掘削)
 - 【霞ヶ浦】
 - 湖沼開発(霞ヶ浦掘削)
 - 【那珂川】
 - 湖沼開発(溜沼掘削)
 - +河道外貯留施設(那珂川沿川A+那珂川沿川B)
 - +ダム再開発(深山ダムかさ上げ)
 - ③ ケース1-2
 - 【利根川】
 - ダム再開発(湯西川ダムかさ上げ+下久保ダムかさ上げ)
 - +湖沼開発(牛久沼掘削)
 - 【那珂川】
 - 湖沼開発(溜沼掘削)
 - +河道外貯留施設(那珂川沿川A+那珂川沿川B)
 - +ダム再開発(深山ダムかさ上げ)
 - ④ ケース2
 - 【利根川】
 - 他用途ダム容量の買い上げ(矢木沢ダム治水容量+五十里ダム治水容量)
 - 【霞ヶ浦】
 - 他用途ダム容量の買い上げ(菌原治水容量+藤原ダム治水容量+五十里ダム治水容量)
 - 【那珂川】
 - 他用途ダム容量の買い上げ(藤井川ダム治水容量+東荒川ダム治水容量)
 - +湖沼開発(溜沼掘削)+ダム再開発(深山ダムかさ上げ)
 - +河道外貯留施設(那珂川沿川B)
 - ⑤ ケース3
 - 【利根川-霞ヶ浦】
 - 他用途ダム容量の買い上げ(矢木沢ダム発電容量+須田貝ダム発電容量+丸沼ダム発電容量)
 - 【那珂川】
 - 他用途ダム容量の買い上げ(深山ダム発電容量+蛇尾川ダム発電容量)
 - +河道外貯留施設(那珂川沿川B)+ダム再開発(深山ダムかさ上げ)
 - ⑥ ケース4
 - 【利根川】
 - ダム使用权等の振替(奈良俣ダム、草木ダム、川治ダム、四万川ダム、道平川ダム、桐生川ダム、松田川ダム)
 - 【霞ヶ浦】
 - ダム使用权等の振替(霞ヶ浦)
 - 【那珂川】
 - 湖沼開発(溜沼掘削)
 - +河道外貯留施設(那珂川沿川A+那珂川沿川B)
 - +ダム再開発(深山ダムかさ上げ)
 - ⑦ ケース5-2
 - 【利根川】
 - ダム再開発(湯西川ダムかさ上げ+下久保ダムかさ上げ)
 - +湖沼開発(牛久沼掘削)
 - 【那珂川】
 - 地下水取水

(2) 流水の正常な機能の維持対策案

(別添5)資料参照

※(別添5)は、「霞ヶ浦導水事業の関係地方公共団体からなる検討の場」の第4回幹事会配付資料と同じです。

- ① 霞ヶ浦導水
 - ② ケース1
 - 【利根川】
 - 湖沼開発(牛久沼掘削)+ダム再開発(湯西川ダムかさ上げ)
 - 【那珂川】
 - 河道外貯留施設(那珂川沿川B)
 - ③ ケース2
 - 【利根川】
 - 他用途ダム容量の買い上げ(矢木沢ダム治水容量)
 - 【那珂川】
 - 他用途ダム容量の買い上げ(藤井川ダム治水容量+東荒川ダム治水容量)
 - +河道外貯留施設(那珂川沿川B)
 - ④ ケース3
 - 【利根川】
 - 他用途ダム容量の買い上げ(矢木沢ダム発電容量+須田貝ダム発電容量+丸沼ダム発電容量)
 - 【那珂川】
 - 他用途ダム容量の買い上げ(深山ダム発電容量+蛇尾川ダム発電容量)
 - ⑤ ケース4
 - 【利根川】
 - ダム使用权等の振替(奈良俣ダム、草木ダム、川治ダム、四万川ダム、道平川ダム、桐生川ダム、松田川ダム、霞ヶ浦)
 - 【那珂川】
 - 河道外貯留施設(那珂川沿川B)
 - ⑥ ケース5-2
 - 【利根川】
 - 湖沼開発(牛久沼掘削)+ダム再開発(湯西川ダムかさ上げ)
 - 【那珂川】
 - 地下水取水

新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案意見聴取先

◆新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案は、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、以下の霞ヶ浦導水事業の利水参画者、関係河川使用者(利水対策案に係る施設の管理者や関係者)及び利水対策案を構成する施設の所在地となる関係地方公共団体に対して意見聴取を行った。

利水対策案意見聴取先一覧

都県名	市町名
茨城県	
	龍ヶ崎市
	小美玉市
	石岡市
	かすみがうら市
	土浦市
	阿見町
	美浦村
	稲敷市
	潮来市
	行方市
	水戸市
	大洗町
	鉾田市
	茨城町
	鹿嶋市
	神栖市
	つくば市
	つくばみらい市
	牛久市
	取手市

都県名	市町名
栃木県	
	足利市
	佐野市
	日光市
	宇都宮市
	那須塩原市
千葉県	
	銚子市
	香取市
	千葉市
群馬県	
	中之条町
	富岡市
	高崎市
	桐生市
	藤岡市
埼玉県	
	神川町
東京都	

団体名
那須野ヶ原土地改良区連合
九十九里地域水道企業団
印旛郡市広域市町村圏事務組合
東総広域水道企業団
関東農政局
独立行政法人水資源機構
東京電力株式会社
電源開発株式会社

意見聴取結果（新規利水）

新規利水代替案・・・流況調整河川

霞ヶ浦導水

- ・採択すべき案であり早期完成を要望する。
- ・採用すべき対策案であり、早期完成を要望する。
- ・採用すべき対策案であり、霞ヶ浦全体の水質改善に寄与するものであるため、早期完成を要望する。
- ・①霞ヶ浦導水事業が他の対策案と比較して最も妥当な案であると考えます。
- ・総事業費1,900億円のうち、既に1,490億円を執行済みであることから、採択すべき対策案であり、早期完成を要望する。
- ・事業の早期完成を要望する。
- ・霞ヶ浦導水事業を継続することが望ましい。
- ・全体事業費ベースで約8割が完了しており、環境保全に関する調査も継続していることから、引き続き環境保全に配慮しながら事業を再開すべきであるとする。
- ・霞ヶ浦導水事業はすでに8割ほど完成しており、ここから代替事業を実施していくことは困難であるため、早期に検証を終わらせ、本体工を再開すべき。
- ・霞ヶ浦導水事業が適切である。早期に検証を終わらせて、事業をすすめてほしい。
- ・現計画を推進することが最善と思われます。
- ・本市は、「霞ヶ浦導水事業への参画中止」を表明しております。
- ・採用すべき対策案であり早期の事業完了が望ましい。
- ・水戸市においては、水戸トンネル、桜機場が完成していることから、その早期活用を図っていただきたいと考えている。霞ヶ浦導水事業は、霞ヶ浦や桜川等の水質浄化、既得用水の安定化、新規都市用水の確保などが期待される事業である。事業着手から29年が経過し、全体事業費の約8割に上る事業費が投入されており、国においてその整備効果を示すべきと考える。
- ・利根機場及び利根導水路は完成となっているものの、那珂川における地元漁協との訴訟などにより、工事工程も不明であるが、必要な水利権であり、早期完成を望むものである。
- ・コスト、工期、利水者間協議等を勘案し、霞ヶ浦導水事業は最善の利水対策案である。
また、その他の利水対策案は実現できたとしても利水効果の発揮が遅く、水利権の安定化が遅れる恐れがある。
- ・早期の完成を要望する。
- ・利根川、霞ヶ浦及び那珂川に導水する場合は、関係者との調整を適切に行うとともに、導水元及び導水先の農業用水の取水に影響（工事期間中も含む）がないようにされたい。
- ・採用すべき対策案であり早期完成を要望する。ただし、動植物等自然環境への負荷を最小限にとどめるよう配慮願いたい。

意見聴取結果（新規利水）

新規利水代替案・・・湖沼開発

霞ヶ浦、牛久沼

・牛久沼掘削

- 牛久沼は渡り鳥の集団渡来地として全域が県指定鳥獣保護区に指定されており、大規模掘削により野鳥をはじめとする生態系や漁業に大きな影響を与えることが強く懸念される。
- 牛久沼では、牛久沼に残された貴重な水と緑を守り育み、牛久沼らしさを残した水際景観を保全すること等を基本理念として、牛久沼水際線地域計画が策定されており、大規模掘削を行うことにより優れた水際景観に大きな影響を与えることが強く懸念される。

・霞ヶ浦掘削

- 全国第2位の湖沼面積を誇り、多様な動植物が生息する霞ヶ浦は、全域が水郷筑波国定公園に指定されており、土地の改変等を規制して自然環境を保護してきた。大規模掘削を行うことにより、自然環境や景観に大きな影響を与えることが強く懸念される。
- また、本県が全国第一位の生産量を誇るレンコンは、ほとんどが霞ヶ浦周辺のレンコン田で生産され、地域の基幹的な農産物のひとつとなっており、大規模掘削によりレンコン田が減少することとなれば、地域農業へ計り知れない影響をもたらすことが懸念されるとともに、農業関係者や関係自治体との調整が極めて難航・長期化するものと考えられることから実現は非常に困難であると思われる。
- さらに、霞ヶ浦はワカサギやエビ等を対象とした漁業やこい養殖業が営まれ、年間約3,100トンが漁獲・養殖されている。

大規模掘削による漁場環境の変化が生じ、漁業生産に影響を及ぼすことが懸念されることから、水産業関係者との調整を行う必要があるため、その調整が長期化する恐れがある。

- ・牛久沼は、生物が多様に生息しており、38種類からの魚類、甲殻類がいます。その他自然も豊かで、当市だけでなく、近隣市も含めて貴重な財産になっています。

牛久沼の浚渫工事については、牛久沼流域4市（龍ヶ崎市・牛久市・つくば市・つくばみらい市）の外、牛久沼漁協や周辺土地改良区で構成している、『牛久沼流域水質浄化対策協議会』においても話題に上っており、近年、水深が浅くなってきている事を危惧しています。水質保全等のためにも、自然環境に影響を与えないように掘削することが好ましいと考えます。しかしながら、用地買収を行い、牛久沼の面積を拡大するという意味での掘削については、自然環境、特に水生植物への影響が危惧されることから、慎重な判断が必要と考えます。

また、牛久沼周辺は優良な水田地帯で、農業振興地域でありその大部分が農用地に指定されています。

さらに、鳥獣保護区に指定されており地権者との交渉のほか、法に定められた手続きも必要となります。

なお、牛久沼から取水し土地改良事業を実施している土地改良区、共同漁業権を有する漁業協同組合など関係機関との調整も必要となります。

意見聴取結果（新規利水）

新規利水代替案・・・湖沼開発

霞ヶ浦、牛久沼

- ・霞ヶ浦開発(湖沼 掘削)＜対策案②関係＞
既存の治水機能や利水者の水利用に影響を与えないように配慮する必要があると考えます。
水位低下による既存の取水施設や船舶航路及び港湾・舟溜施設の使用に影響を与えないように配慮する必要があると考えます。
- ・既に実施している開発事業への影響が不明確である。霞ヶ浦開発事業に影響がないように配慮をお願いします。
- ・牛久沼・霞ヶ浦は、「古くから農業用水や漁場として利用されていることから、利水者との調整が必要」であることを実現性の一つの項目に加えられたい。
- ・浚渫土を廃棄する用地の確保に関する検討を加えられたい。
- ・農用地の買収(施設設置)は、地域農業への影響が大きいいため、農用地以外で施設を設置するように検討されたい。

新規利水代替案・・・湖沼開発

涸沼

- ・涸沼の掘削については、生態系に影響が生じることが想定されるため、事前の十分な調査の外慎重な対応をお願いしたい。
- ・涸沼掘削
 - 涸沼は全域が大洗県立自然公園や県指定鳥獣保護区に指定されており、また、水鳥やヒヌマイトトンボ等の希少動物の生息地であることから、国際的に重要な湿地としてラムサール条約に登録しようとする動きもある。大規模掘削を行うことにより水鳥や希少動物に大きな影響を与えることが強く懸念される。
 - 汽水湖である涸沼では、シジミ漁業が盛んで、年間約500トンのヤマトシジミが漁獲されるとともに、漁協ではブランド化の取り組みを実施している。
涸沼が淡水化されることになれば、シジミ資源の消滅もさることながら、環境や漁業に対して甚大な影響があると考えられることから、現実的な対策案として取扱うことは極めて困難である。
- ・湖沼が淡水化することによるヤマトシジミや海産魚への影響が大きいと思われるので、採用すべきではない。
- ・また涸沼については、貴重な動植物が生息しているため、水質や生態系の維持等、さらにラムサール条約の締結に向けた取り組みも進んでいる状況を踏まえ検討いただきたい。
- ・涸沼は、古くから農業用水や漁場として利用されていることから、「漁協との調整」だけでなく「農業の利水者との調整」も必要であることを加えられたい。
- ・浚渫土を廃棄する用地の確保に関する検討を加えられたい。
- ・農用地の買収(施設設置)は、地域農業への影響が大きいいため、農用地以外で施設を設置するように検討されたい。

意見聴取結果（新規利水）

新規利水代替案・・・河道外貯留施設

那珂川沿川A、那珂川沿川B

・那珂川沿岸A、B

○ 提示された河道外貯留施設の場所は、肥沃な土壌を有する畑地が広がっており、優良な農地を取得して河道外貯留施設を造成することに対して、農業経営者等の理解を得ることは極めて困難であると予想される。

加えて、大規模な河道外貯留施設の造成による周辺地域の環境や漁業への影響も強く懸念される。

・河道外貯留は大規模な用地を必要とすることが想定される。農用地への貯留施設設置は、地域農業への影響が大きいため、農用地以外に設置するように検討されたい。

意見聴取結果（新規利水）

新規利水代替案・・・ダム再開発(かさ上げ)

下久保ダム

- ・3つの対策案にある下久保ダムかさ上げは、次3つのことが懸念されることから当町としては慎重な検討を要する案であると考えております。
 - (1)ダムかさ上げは周辺地下水位の変動を大きくすることから地すべり地帯でもある当該地に甚大な地すべり災害を引き起こす懸念があること。
 - (2)現状のダムでも数年に何回か、夏季に十分な貯水量を確保できず、渇水の危機に瀕することがある。このため、このダムで安定的な水量を確保することは難しいと思われること。
 - (3)運用開始から43年が経過し、自然や生態系との調和が生まれ、良好な環境となっているが、かさ上げによる水面上昇により環境が変化し、悪影響を及ぼす懸念があること。
- ・下久保ダム(かさ上げ)＜対策案②、③、⑦関係＞

かさ上げによる貯水量の増大に対し、効率的な水運用が行えるように利水運用面の検討が必要になると考えます。
既存の湖面利用施設(ボート場)への配慮が必要になると考えます。
既存の治水機能や利水者の水利用に影響を与えないように配慮する必要があると考えます。
かさ上げによる貯水位の上昇に伴う周辺地域への影響について十分検討する必要があると考えます。
- ・『下久保ダムかさ上げ』について

下久保ダムのかさ上げにより、以下のような影響が懸念されることとあり、詳細な検討に入る際には、当市への密な連絡と、これらの影響を慎重に検討していただきたい。

ダムを活用した地域活性化への影響
ダムや湖面を利用した様々な地域活性化策を進めているところとあり、これら事業への影響が懸念される。

湖面利用者への影響
漁業協同組合やボート組合が釣りやボート遊びなどに利用しており、これら利用への影響が懸念される。

また、下久保ダムのかさ上げを実施する場合には、周辺への影響が大きいことから、ハツ場ダムと同等な周辺整備を実施していただきたい。

さらに、下久保ダムの下流周辺の譲原地区は、地すべり防止区域に指定されていることから、この地域の安全対策も十分に検証していただきたい。
- ・ダム再開発(下久保ダムかさ上げ)
 - (1)ダムかさ上げによる水圧増加により、設計水圧を超過するため発電施設の改造が必要となり、多大な費用が生じることとなるため容認できない。
 - (2)下久保ダム流域の冬期降雪量は少ないため、雪解け水でダムの貯水位が上がることは期待できない。利水容量を増強した場合において、夏季需要の前に、実際に必要な貯水量を確保できるのか、疑問がある。

意見聴取結果（新規利水）

新規利水代替案・・・ダム再開発（かさ上げ）

下久保ダム

- ・既存ダムのかさ上げによる水圧増加等により、放流設備等に与える影響及び対策案を具体的に検討すること。貯水位の上昇に伴う周辺地域への影響及び対策案についても検討を行うこと。
- ・ダム再開発（かさ上げ）は、既参画者の理解が必要であり、地元との調整、ダム構造等の技術的な課題、地盤や用地上の課題、運用しながらの施工等、多くの問題を解決しなければ実施できない。工期やコストの面においても現実的ではない。

新規利水代替案・・・ダム再開発（かさ上げ）

湯西川ダム

- ・湯西川ダムは、平成16年10月には下流利水者の水需要の減により、ダム高を130mから119mに変更した経緯もある中で、平成24年度完成したばかりのダムであり、新たな地元負担を強いるダムの嵩上げについて、受け入れることは困難である。
- ・○ダム再開発（湯西川ダムのかさ上げ）【利水者の立場】
湯西川ダムは、昨年完成したばかりであり、水源地に新たな地元調整が必要となる案については受け入れできない。
- ・ダム再開発（湯西川ダムかさ上げ）
「湯西川ダムのかさ上げ」については、当該事業による建設、維持管理に係る新たな負担金が発生しないこと、及び水利権に基づく取水量に影響を及ぼさないこと。

新規利水代替案・・・ダム再開発（かさ上げ）

深山ダム

- ・左記対策案に含まれております深山ダムは、弊社沼原発電所の下部貯水池です。当該発電所は、揚水発電所として、起動停止の即応性、負荷追従性、系統調整能力等の機能上の特性から、系統安定化やピーク時供給において、重要な役割を担う発電所です。また、今後の再生可能エネルギーの導入拡大に対しても、その役割の重要性はさらに高まるものと思料されます。左記対策案に含まれる「深山ダムかさ上げ」は、当該発電所の下部貯水池である深山ダムの水位上昇に伴い、発電所の出力が低下することになります。従いまして、左記対策案を受け入れることはできません。
- ・ダム再開発（深山ダムかさ上げ）について
深山ダムのかさ上げについては、那珂川水系で有している水利権及び同水系から取水する利水者に対し、悪影響を及ぼさないようご配慮いただきたい。

意見聴取結果（新規利水）

新規利水代替案・・・ダム再開発（かさ上げ）

深山ダム

・深山ダムのかさ上げには絶対反対である。

「理由」

深山ダムは、農業用水、上水・発電（栃木県企業局・電源開発（株））の4者の共同ダムとして運用しているが、昨今の異常気象の影響により、計画貯留量の確保が極めて困難化している。

このため、各ユーザーの事業が成り立たない事態が頻繁に発生し、貯留量確保のために常に農業側にその負担を強いられ、用水の安定供給が不可能な状態が例年起こっている。

本年は6月13日から7月30日の間番水により1日交代による配水を余儀なくされ、深刻な水不足に陥っている。

このように当該事業自体成立し得ない状況下において、かさ上げを履行するような事態になれば、両事業の共倒れ現象に陥るのは顕著であり、同意しかねる。

・計画から管理において事前に農業者及び関係機関から了承を得るとともに、農業用水の取水に影響がないようにされたい。

・深山ダムは、農林水産省、栃木県（発電・上水）、電源開発の共用施設であり、事前に十分な協議・調整をされたい。

意見聴取結果（新規利水）

新規利水代替案・・・他用途ダム容量の買い上げ(発電容量)

矢木沢ダム、須田貝ダム、丸沼ダム

・新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案における「ケース3」について検討したところ、下流補給時の水運用等によっては、「弊社利根川水系等の多くの発電所に対し発生電力量の減少」並びに「電力系統の調整能力の低下」等の影響を及ぼす可能性があります。このため、弊社における電力の供給力確保の必要性面、さらに国のエネルギー政策における水力発電の重要性(以下列挙のとおり)に鑑み、現時点では、電気事業者として受け入れることは困難であります。

〔水力発電の重要性〕

- ①水力発電は、CO₂を排出しない「純国産の再生可能エネルギー」として重要な電源であること。
- ②ダムを伴った貯水池式、調整池式で発電容量を持っていることは、電力需要が逼迫する夏場の供給力確保、年・週間調整や急激な需要の変動への追従等、電力系統の安定運用に重要な役割を果たしている。
- ③平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震発生以降、お客さまから節電のご理解とご協力をいただきながら、供給力の確保を進めてきており、電源構成の大半を火力に依存。経年火力の連続稼働等を勘案すると万全な供給構造とは言えない状況下において、既設一般水力発電所は供給力確保のためのベース供給力として極めて重要な電源であること。

・矢木沢ダム(治水・発電容量買い上げ)＜対策案④、⑤関係＞

発電放流設備が発電事業者の専用設備であるため、併せて買収が必要となると考えます。

既存利水者の水利用に影響を与えないように配慮する必要があると考えます。

・他用途ダム容量の買い上げは、治水容量においては不足することとなる治水容量分の代替措置を講じる必要があり、発電容量についても近年の逼迫する電力需要を考慮すると実現性は低い。

・発電容量を買い上げることは、水利権の売買と同義であると考えるので、発電容量を買い上げることについての河川法上の解釈を示されたい。

新規利水代替案・・・他用途ダム容量の買い上げ(発電容量)

深山ダム、蛇尾川ダム

・○他用途ダム容量の買い上げ(深山ダム)【発電事業者の立場】

深山ダムから取水する県営板室発電所は、灌漑用水等の補給を踏まえた貯水池運用計画に基づき発電を行っているため、深山ダムにおいて発電専用(揚水式発電所は除く)のダム容量は確保されておらず、他用途ダム容量の買い上げの対象となる発電容量は、深山ダムに存在しない。

・左記対策案に含まれる「深山ダム発電容量」については、揚水発電所である弊社沼原発電所の下部貯水池として不可欠のものです。前述と同様の理由から、左記対策案を受け入れることはできません。

・他用途ダム容量の買い上げ(深山ダム発電容量+蛇尾川ダム発電容量)について

発電容量の買い上げについては、電源立地地域対策交付金の減額とならないよう御配慮いただきたい。

・発電容量を買い上げることは、水利権の売買と同義であると考えるので、発電容量を買い上げることについての河川法上の解釈を示されたい。

意見聴取結果（新規利水）

新規利水代替案・・・他用途ダム容量の買い上げ(治水容量)

矢木沢ダム、藤原ダム、菌原ダム、五十里ダム

- ・治水容量の買い上げについては、既存の水量の減少につながり、ひいては治水安全度が低下することから容認できない。
- ・○他用途ダム容量の買い上げ(東荒川ダム・五十里ダム治水容量)【治水関係者の立場】
現在の治水安全度が低下することとなり、受け入れできない。
- ・矢木沢ダム(治水・発電容量買い上げ)＜対策案④、⑤関係＞
発電放流設備が発電事業者の専用設備であるため、併せて買収が必要となると考えます。
既存利水者の水利用に影響を与えないように配慮する必要があると考えます。
- ・他用途ダム容量の買い上げ(矢木沢ダム、菌原ダム、藤原ダム)
(1) 奥利根流域に設置されている矢木沢ダム、菌原ダム、藤原ダムの洪水調節効果は、ダム下流域全川に及んでいる。現状の利根川では、治水安全度が不足しており、その向上に努めている中、代替措置なく、既設の治水容量を減らして利水容量に振り替えることは容認できない。
- ・治水容量を買い上げることで不足する洪水調節効果について、どのような代替措置をとるのか明確になっていないため、具体的な代替措置案を検討すること。
- ・他用途ダム容量の買い上げは、治水容量においては不足することとなる治水容量分の代替措置を講じる必要があり、発電容量についても近年の逼迫する電力需要を考慮すると実現性は低い。
- ・洪水による農地への被害が多くなるため、買い上げた治水容量の代替措置を示さなければ、案として成立しないと考える。
- ・治水容量を買い上げることは、水利権の売買と同義であると考えるので、治水容量を買い上げることについての河川法上の解釈を示されたい。

新規利水代替案・・・他用途ダム容量の買い上げ(治水容量)

東荒川ダム、藤井川ダム

- ・○他用途ダム容量の買い上げ(東荒川ダム・五十里ダム治水容量)【治水関係者の立場】
現在の治水安全度が低下することとなり、受け入れできない。
- ・藤井川ダム治水容量
 - 藤井川ダムは、藤井川の河川改修と併せて洪水調節を行うことにより、ダム下流域の洪水被害の軽減を図っている。
近年の気候変動の影響により大雨災害の深刻化が懸念されている中、藤井川ダムの治水容量を減し、利水に充当することは、流域住民の生命・財産を守る立場にある茨城県として、現実的な対策案として取扱うことは困難である。
- ・洪水による農地への被害が多くなるため、買い上げた治水容量の代替措置を示さなければ、案として成立しないと考える。
- ・治水容量を買い上げることは、水利権の売買と同義であると考えるので、治水容量を買い上げることについての河川法上の解釈を示されたい。

意見聴取結果（新規利水）

新規利水代替案・・・地下水取水

・地下水取水

○ 「茨城県地下水の採取の適正化に関する条例」の指定地域内における許可井戸数は、平成24年12月末現在、30市町村889箇所、1市町村あたりの平均数は約30箇所となっている。

一方、対策案では、水戸市下国井地点に420箇所の井戸を設置することとなり、県条例の指定地域外であるとはいえ、地盤沈下、既存井戸の枯渇や水質悪化等、周辺環境に影響を及ぼすものと懸念される。

○ 本県では、平成24年度に新たに23地区（約80井戸）において、「ヒ素」や「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」、「トリクロロエチレン」等による地下水汚染が発覚した。

また、平成元年以降に汚染が発覚した地区において継続監視調査を行っているが、20年以上経過した現在でも基準超過している井戸がある。

このように、地下水が一度汚染されると、長期にわたり使用出来なくなる可能性が高いことから、地下水のみに依存することは危機管理上問題があるものと考えられる。

・過剰な地下水の取水は、地下水位の低下を招き、その結果農業用水の算定の基礎となる減水深が増大することが想定され、農業用施設に影響を及ぼす可能性がある。

・地下水取水による地盤沈下により、農用地、農業用施設、農業用水取水に影響がないよう十分調査・検討し実施されたい。

・地下水取水により既に地下水を利用している農業用水に影響がないようにされたい。

意見聴取結果（新規利水）

新規利水代替案・・・ダム使用権等の振替

奈良俣ダム、草木ダム、松田川ダム、
桐生川ダム、四万川ダム、道平川ダム、
川治ダム、霞ヶ浦開発

- ・○ダム使用権の振り替え(川治ダム)【利水者の立場】
今後、本県としての利活用策について検討することとしているため受け入れできない。
- ・【利根川】ダム使用権等の振替(道平川ダム)について下記のとおり意見を申し上げます。
記
必要な水道水源として確保したものであり、振替はできません。
- ・ダム使用権等の振替
 - 水資源開発への参画は、水道事業者等の事情、地域の特性、人口や経済の動向及び非常時の水源分散化等、様々な要素を総合的に判断し、長期的視野に立ち決定しているものであり、取得したダム使用権等は、地域の将来発展に必要なものであることから、本対策案は認められない。
- ・桐生市では、現在、桐生川ダム貯留権(0.40m³/S)がありますが、桐生川ダム水を水源とする新浄水場の建設計画がありますので、ダム使用権の振り替えは考えていません。
- ・ダム使用権等の振替(奈良俣ダム、草木ダム、霞ヶ浦)＜対策案⑥関係＞
既存利水者の水利用に影響を与えないよう配慮する必要があると考えます。
- ・ダム開発による水道用水は、町が必要として確保したものであります。
現在使用するために許可申請中であり、ダム使用権の振替には応じられません。
- ・香取市では水道未普及地域の整備や老朽化施設の更新、また企業誘致による水需要増加への対処など、将来に向かって安全・安心な施策を講じていかなければならないことから、当市が利根川と霞ヶ浦で確保している水源が今後も確保されるような対策案としていただきたい。
- ・ダム使用権は、将来推計により設定した数値であり、市民の財産として将来も必要なものなので、ダム使用権の振替は考えられない。
- ・ダム使用権等の振替(奈良俣ダム)
(1)新田山田水道の奈良俣ダム開発分0.350m³/sは、暫定水利権として、現在、0.194m³/sが許可されている。供給量については、受水市町との協定書に基づき、日最大供給量の42,300m³(取水量0.515m³/s)を供給する計画であることから、水利権未許可分の0.156m³/sについては今後追加申請を行うため、振替は不可能であり、容認できない。

意見聴取結果（新規利水）

新規利水代替案・・・ダム使用权等の振替

奈良俣ダム、草木ダム、松田川ダム、
桐生川ダム、四万川ダム、道平川ダム、
川治ダム、霞ヶ浦開発

- ・霞ヶ浦開発事業において、0.351m³/sのダム使用权等を取得しておりますが、未使用であるため水利権として付与されておりません。
現在、水需要予測の結果について精査中であり、当面0.351m³/sの確保をお願いします。
- ・足利市は、霞ヶ浦導水事業の新規利水対策案⑥に記載されているダム使用权等の振替が該当しております。
足利市では、地震等の災害や地殻変動等により地下水脈に何らかの異常が生じ、必要な水量や水質が確保できなかった場合に備え、ダム使用权については、当面現状のまま保持していく考えであります。
- ・現在佐野市の水道用水はすべて地下水を取水しておりますが、ダム取水権については、今後有益な方法で活用することを検討しているため、当面現状のまま保有していく予定です。
- ・ダム使用权等の振替については、利水者の取水計画を無視しかねないため慎重な対応が必要となる。
- ・霞ヶ浦開発事業の水利権は、将来の水利用のために応分の費用負担をして確保したものであり、銚子市の財産である。未使用分の振り替えは受け入れられるものではない。
- ・ダム使用权者の意向を聞く前に、「水利権が付与されていない」と定義付けするのは尚早であり、農業利水者と十分調整をされたい。

意見聴取結果（新規利水）

その他の意見

- ・当企業団は、国庫補助を受けて実施する水道施設整備事業に係る事業の評価実施要領に基づく再評価結果の対応方針として、霞ヶ浦導水事業への参画中止を表明しており、意見回答をする立場に無いと思われるが、②～⑦の対策案については、コストや工期等が明確ではなく、実現性に乏しいと思われる。
よって、実現性の高い対策案①により事業継続していくことが、新規利水対策としては優位性が高いと思われる。
- ・②～⑦の新規利水対策案については、新たに係る費用負担や完成までに必要とされる期間など明確ではないことや、実現性という点においても明らかでないとする。
①の利水対策については、他案と比べ実現性が高いことや、利水以外の面においても、その優位性は高いと考えられる。
以上のことから、霞ヶ浦導水事業の早期完成がなされるよう検証後、直ちに工事の再開をしていただきたい。
- ・いずれの案も具体的な案や完成時期が示されておらず、実現性に乏しい案である。コスト面、時間面から霞ヶ浦導水事業以外は考えられない。
- ・いずれの対策案も具体的な費用や完成時期が示されておらず、実現性に乏しい案であり、コスト面や時間面からも霞ヶ浦導水事業以外の案は考えられない。
- ・提示された対策案は、実現性に乏しい。
- ・いずれの対策案も実現性が不透明なうえ、コスト面においても対策案①の残事業費410億円を上回る見込みであることから、既存事業の継続をお願いしたい。
- ・いずれの対策案についても、具体的な費用、完成時期が示されていないこと、また、湖沼掘削案など新たに環境への配慮が必要となるものもあり、実現性に乏しいといえる。
近年、全国的に少雨化の傾向にあり、那珂川での塩水遡上による取水障害、利根川の渇水による取水制限など、これらの早期対策が急務となっている。
霞ヶ浦導水事業については、進捗状況が約8割となっており、残りの事業費と工期を代替案と鑑みても、迅速かつ確実に効果のあげることのできる霞ヶ浦導水事業以外の案は考えられない。
- ・いずれもメリット、コストが示されておらず実現性に乏しい対策案である。
- ・霞ヶ浦導水事業の全体事業費以上の事業費が見込まれているほか、他用途ダムからの容量買い上げについては、費用が明示されていない。
関係機関との協議・調整が必要なことから、事業開始までに相当の期間が必要と考えられる。
他用途ダム容量買い上げについては、渇水時には難しいと考えられる。
以上のことから、いずれも実現性が乏しい対策案であるとする。

意見聴取結果（新規利水）

その他の意見

- ・いずれも、具体的な費用や完成時期が示されておらず、実現性に乏しい対策案である。コスト面、時間面からも導水事業以外の案は考えられない。
- ・いずれの対策案も費用や完成期間、市町村での対応の仕方等の具体的な内容が示されていないため、実現的に乏しい案であり、コスト面や時間面からも霞ヶ浦導水事業以外の案は考えられない。
- ・提示された案は、実現性が少ない。
- ・香取市域における利根川からの取水に影響がないような対策案としていただきたい。
- ・いずれもコスト面・時間面・実現性等において、現計画の対策として採用することは困難であると思われる。
- ・今回示された利水対策案は、水利利用者等との合意形成の見通しもなく、実現性が乏しいものであり、膨大な費用や時間も必要であることを検証主体自らが明らかにした結果となっている。
霞ヶ浦導水事業は、事業が既に8割近く進捗しており、残りの事業費と工期を考慮すれば、首都圏の利水の面から最小費用で迅速かつ確実に効果を上げることができる唯一の事業である。
検証作業で約3年もの歳月を費やし中止となっていることは誠に遺憾であり、一刻も早く検証作業を終了させ、直ちに工事を再開し、霞ヶ浦導水事業を1日も早く完成させることを強く求める。
- ・対策案の検討に際しては、事業の効果や実現性等に十分配慮するとともに、既存施設の利水参画者に影響を及ぼすことのないようにしていただきたい。
- ・いずれの対策案も具体的な費用や完成時期が示されていないため、実現性に課題があると考えられる。
- ・いずれの対策案も概算事業費は示されているものの具体的な完成時期が明示されておらず、実現性に乏しい案であり、コスト面、時間的にも霞ヶ浦導水事業に替わる案ではない。
- ・概略検討であり、提示された新規利水対策案については、コスト・工期等が具体的でなく、実現性が乏しいと思われる。
- ・水環境において、利根川における内水面漁業及び利根川河口沿岸漁業に影響を及ぼさないよう配慮してほしい。
- ・市としては、利水対策の必要性は認めており、コストを抑えて、早期に実現できる手法での整備を求める。
- ・今後新たな利水対策にあたっては、関係者との協議・調整などさらに相当な年月を要することが考えられる。
そのため、経済性や工期等、利水及び治水の効果が早期に期待できる事業を選択すべきと思われるが、代替案が現実的なものなのか疑問も残る。
- ・本来、公表前に、検討を行う施設の所有者や関係者に情報提供する必要があると考える。
- ・対策案には具体的な記載がないため、計画内容が具体化された場合は、その内容により当局の意見も変更、追加する可能性がある。
また、計画が具体化された時点で、農業者及び関係機関へ早急に協議・調整をされたい。
- ・対策案の検討に際しては、事業の効果や実現性等に十分配慮するとともに、施設等の早期完成やコストの縮減に努めていただきたい。
また、既存施設の利水参画者に影響を及ぼすことのないようにしていただきたい。

意見聴取結果（新規利水）

その他の意見

- ・意見なし
- ・いずれの対策案も具体的な費用や完成時期が示されておらず、実現性に乏しい案であり、コスト面や時間面を考えると、霞ヶ浦導水事業以外の案は考えられない。

意見聴取結果（流水の正常な機能の維持）

流水の正常な機能の維持代替案・・・流況調整河川

霞ヶ浦導水

- ・採用すべき案である。
- ・採択すべき案であり早期完成を要望する。
- ・採用すべき対策案であり、早期完成を要望する。
- ・採用すべき対策案であり、霞ヶ浦全体の水質改善に寄与するものであるため、早期完成を要望する。
- ・千波湖における水質浄化の前例に鑑み、霞ヶ浦の水質浄化対策（アオコ対策）として有効と考えられることから、採択すべき対策案であり、早期完成を要望する。
- ・事業の早期完成を要望する。
- ・霞ヶ浦導水事業を継続することが望ましい。
- ・全体事業費ベースで約8割が完了しており、環境保全に関する調査も継続していることから、引き続き環境保全に配慮しながら事業を再開すべきであると考える。
- ・霞ヶ浦導水事業はすでに8割ほど完成しており、ここから代替事業を実施していくことは困難であるため、早期に検証を終わらせ、本體工を再開すべき。
- ・霞ヶ浦導水事業が適切である。早期に検証を終わらせて、事業をすすめてほしい。
- ・現計画を推進することが最善と思われます。
- ・本市は、「霞ヶ浦導水事業への参画中止」を表明しております。
流水の正常な機能の維持について、意見はありません。
- ・採用すべき対策案であり早期の事業完了が望ましい。
- ・水戸市においては、水戸トンネル、桜機場が完成していることから、その早期活用を図っていただきたいと考えている。
霞ヶ浦導水事業は、霞ヶ浦や桜川等の水質浄化、既得用水の安定化、新規都市用水の確保などが期待される事業である。事業着手から29年が経過し、全体事業費の約8割に上る事業費が投入されており、国においてその整備効果を示すべきと考える。
- ・コスト、工期等を勘案し、霞ヶ浦導水事業は最善の対策案である。
- ・早期の完成を要望する。
- ・利根川、霞ヶ浦及び那珂川に導水する場合は、関係者との調整を適切に行うとともに、導水元及び導水先の農業用水の取水に影響（工事期間中も含む）がないようにされたい。
- ・採用すべき対策であり早期完成を要望する。ただし、動植物等自然環境への負荷を最小限にとどめるよう配慮願いたい。

意見聴取結果（流水の正常な機能の維持）

流水の正常な機能の維持代替案・・・湖沼開発

牛久沼

・牛久沼掘削

- 牛久沼は渡り鳥の集団渡来地として全域が県指定鳥獣保護区に指定されており、大規模掘削により野鳥をはじめとする生態系や漁業に大きな影響を与えることが強く懸念される。
- 牛久沼では、牛久沼に残された貴重な水と緑を守り育み、牛久沼らしさを残した水際景観を保全すること等を基本理念として、牛久沼水際線地域計画が策定されており、大規模掘削を行うことにより優れた水際景観に大きな影響を与えることが強く懸念される。

・牛久沼は、生物が多様に生息しており、38種類からの魚類、甲殻類がいます。その他自然も豊かで、当市だけでなく、近隣市も含めて貴重な財産になっています。

牛久沼の浚渫工事については、牛久沼流域4市（龍ヶ崎市・牛久市・つくば市・つくばみらい市）の外、牛久沼漁協や周辺土地改良区で構成している、『牛久沼流域水質浄化対策協議会』においても話題に上っており、近年、水深が浅くなってきている事を危惧しています。水質保全等のためにも、自然環境に影響を与えないように掘削することが好ましいと考えます。しかしながら、用地買収を行い、牛久沼の面積を拡大するという意味での掘削については、自然環境、特に水生植物への影響が危惧されることから、慎重な判断が必要と考えます。

また、牛久沼周辺は優良な水田地帯で、農業振興地域でありその大部分が農用地に指定されております。

さらに、鳥獣保護区に指定されており地権者との交渉のほか、法に定められた手続きも必要となります。

なお、牛久沼から取水し土地改良事業を実施している土地改良区、共同漁業権を有する漁業協同組合など関係機関との調整も必要となります。

- ・牛久沼・霞ヶ浦は、「古くから農業用水や漁場として利用されていることから、利水者との調整が必要」であることを実現性の一つの項目に加えられたい。
- ・浚渫土を廃棄する用地の確保に関する検討を加えられたい。
- ・農用地の買収（施設設置）は、地域農業への影響が大きいため、農用地以外で施設を設置するように検討されたい。

流水の正常な機能の維持代替案・・・河道外貯留施設

那珂川沿川B

・那珂川沿岸A、B

- 提示された河道外貯留施設の場所は、肥沃な土壌を有する畑地が広がっており、優良な農地を取得して河道外貯留施設を造成することに対して、農業経営者等の理解を得ることは極めて困難であると予想される。

加えて、大規模な河道外貯留施設の造成による周辺地域の環境や漁業への影響も強く懸念される。

- ・河道外貯留は大規模な用地を必要とすることが想定される。農用地への貯留施設設置は、地域農業への影響が大きいため、農用地以外に設置するように検討されたい。

意見聴取結果（流水の正常な機能の維持）

流水の正常な機能の維持代替案・・・ダム再開発（かさ上げ）

下久保ダム

- ・既存ダムのかさ上げによる水圧増加等により、放流設備等に与える影響及び対策案を具体的に検討すること。貯水位の上昇に伴う周辺地域への影響及び対策案についても検討を行うこと。
- ・ダム再開発（かさ上げ）は、既参画者の理解が必要であり、地元との調整、ダム構造等の技術的な課題、地盤や用地上の課題、運用しながらの施工等、多くの問題を解決しなければ実施できない。工期やコストの面においても現実的ではない。

流水の正常な機能の維持代替案・・・ダム再開発（かさ上げ）

湯西川ダム

- ・湯西川ダムは、平成16年10月には下流利水者の水需要の減により、ダム高を130mから119mに変更した経緯もある中で、平成24年度完成したばかりのダムであり、新たな地元負担を強いるダムの嵩上げについて、受け入れることは困難である。
- ・○ダム再開発（湯西川ダムのかさ上げ）【利水者の立場】
湯西川ダムは、昨年完成したばかりであり、水源地に新たな地元調整が必要となる案については受け入れできない。
- ・ダム再開発（湯西川ダムかさ上げ）
「湯西川ダムのかさ上げ」については、当該事業による建設、維持管理に係る新たな負担金が発生しないこと、及び水利権に基づく取水量に影響を及ぼさないこと。

意見聴取結果（流水の正常な機能の維持）

流水の正常な機能の維持代替案・・・他用途ダム容量の買い上げ（発電容量）

矢木沢ダム、須田貝ダム、丸沼ダム

・新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案における「ケース3」について検討したところ、下流補給時の水運用等によっては、「弊社利根川水系等の多くの発電所に対し発生電力量の減少」並びに「電力系統の調整能力の低下」等の影響を及ぼす可能性があります。このため、弊社における電力の供給力確保の必要性面、さらに国のエネルギー政策における水力発電の重要性（以下列挙のとおり）に鑑み、現時点では、電気事業者として受け入れることは困難であります。

〔水力発電の重要性〕

①水力発電は、CO₂を排出しない「純国産の再生可能エネルギー」として重要な電源であること。

②ダムを伴った貯水池式、調整池式で発電容量を持っていることは、電力需要が逼迫する夏場の供給力確保、年・週間調整や急激な需要の変動への追従等、電力系統の安定運用に重要な役割を果たしている。

③平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震発生以降、お客さまから節電のご理解とご協力をいただきながら、供給力の確保を進めてきており、電源構成の大半を火力に依存。経年火力の連続稼働等を勧奨すると万全な供給構造とは言えない状況下において、既設一般水力発電所は供給力確保のためのベース供給力として極めて重要な電源であること。

・矢木沢ダム（治水・発電容量買い上げ）＜対策案③、④関係＞

発電放流設備が発電事業者の専用設備であるため、併せて買収が必要となると考えます。

既存利水者の水利用に影響を与えないように配慮する必要があると考えます。

・他用途ダム容量の買い上げは、治水容量においては不足することとなる治水容量分の代替措置を講じる必要があり、発電容量についても近年の逼迫する電力需要を考慮すると実現性は低い。

・発電容量を買い上げることは、水利権の売買と同義であると考えるので、発電容量を買い上げることについての河川法上の解釈を示されたい。

流水の正常な機能の維持代替案・・・他用途ダム容量の買い上げ（発電容量）

深山ダム、蛇尾川ダム

・○他用途ダム容量の買い上げ（深山ダム）【発電事業者の立場】

深山ダムから取水する県営板室発電所は、灌漑用水等の補給を踏まえた貯水池運用計画に基づき発電を行っているため、深山ダムにおいて発電専用（揚水式発電所は除く）のダム容量は確保されておらず、他用途ダム容量の買い上げの対象となる発電容量は、深山ダムに存在しない。

・左記対策案に含まれる「深山ダム発電容量」については、揚水発電所である弊社沼原発電所の下部貯水池として不可欠のものです。前述と同様の理由から、左記対策案を受け入れることはできません。

・他用途ダム容量の買い上げ（深山ダム発電容量＋蛇尾川ダム発電容量）について

発電容量の買い上げについては、電源立地地域対策交付金の減額とならないよう御配慮いただきたい。

・発電容量を買い上げることは、水利権の売買と同義であると考えるので、発電容量を買い上げることについての河川法上の解釈を示されたい。

意見聴取結果（流水の正常な機能の維持）

流水の正常な機能の維持代替案・・・他用途ダム容量の買い上げ（治水容量）

矢木沢ダム

- ・矢木沢ダム（治水・発電容量買い上げ）＜対策案③、④関係＞
発電放流設備が発電事業者の専用設備であるため、併せて買収が必要となると考えます。
既存利水者の水利用に影響を与えないように配慮する必要があると考えます。
- ・奥利根流域に設置されている矢木沢ダムの洪水調節効果は、ダム下流域全川に及んでいる。現状の利根川では、治水安全度が不足しており、その向上に努めている中、代替措置なく、既設の治水容量を減らして利水容量に振り替えることは容認できない。
- ・治水容量を買い上げることで不足する洪水調節効果について、どのような代替措置をとるのか明確になっていないため、具体的な代替措置案を検討すること。
- ・他用途ダム容量の買い上げは、治水容量においては不足することとなる治水容量分の代替措置を講じる必要があり、発電容量についても近年の逼迫する電力需要を考慮すると実現性は低い。
- ・洪水による農地への被害が多くなるため、買い上げた治水容量の代替措置を示さなければ、案として成立しないと考える。
- ・治水容量を買い上げることは、水利権の売買と同義であると考えるので、治水容量を買い上げることについての河川法上の解釈を示されたい。

流水の正常な機能の維持代替案・・・他用途ダム容量の買い上げ（治水容量）

東荒川ダム、藤井川ダム

- ・○他用途ダム容量の買い上げ（東荒川ダム治水容量）【治水関係者の立場】
現在の治水安全度が低下することとなり、受け入れできない。
- ・藤井川ダム治水容量
 - 藤井川ダムは、藤井川の河川改修と併せて洪水調節を行うことにより、ダム下流域の洪水被害の軽減を図っている。
近年の気候変動の影響により大雨災害の深刻化が懸念されている中、藤井川ダムの治水容量を減し、利水に充当することは、流域住民の生命・財産を守る立場にある茨城県として、現実的な対策案として取扱うことは困難である。
- ・洪水による農地への被害が多くなるため、買い上げた治水容量の代替措置を示さなければ、案として成立しないと考える。
- ・治水容量を買い上げることは、水利権の売買と同義であると考えるので、治水容量を買い上げることについての河川法上の解釈を示されたい。

意見聴取結果（流水の正常な機能の維持）

流水の正常な機能の維持代替案・・・地下水取水

・地下水取水

- 「茨城県地下水の採取の適正化に関する条例」の指定地域内における許可井戸数は、平成24年12月末現在、30市町村889箇所、1市町村あたりの平均数は約30箇所となっている。
一方、対策案では、水戸市下国井地点に420箇所の井戸を設置することとなり、県条例の指定地域外であるとはいえ、地盤沈下、既存井戸の枯渇や水質悪化等、周辺環境に影響を及ぼすものと懸念される。
- 本県では、平成24年度に新たに23地区（約80井戸）において、「ヒ素」や「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」、「トリクロロエチレン」等による地下水汚染が発覚した。
また、平成元年以降に汚染が発覚した地区において継続監視調査を行っているが、20年以上経過した現在でも基準超過している井戸がある。
このように、地下水が一度汚染されると、長期にわたり使用出来なくなる可能性が高いことから、地下水のみに依存することは危機管理上問題があるものと考えられる。
- ・過剰な地下水の取水は、地下水位の低下を招き、その結果農業用水の算定の基礎となる減水深が増大することが想定され、農業用施設に影響を及ぼす可能性がある。
- ・地下水取水による地盤沈下により、農用地、農業用施設、農業用水取水に影響がないよう十分調査・検討し実施されたい。
- ・地下水取水により既に地下水を利用している農業用水に影響がないようにされたい。

意見聴取結果（流水の正常な機能の維持）

流水の正常な機能の維持代替案・・・ダム使用权等の振替

奈良俣ダム、草木ダム、松田川ダム、
桐生川ダム、四万川ダム、道平川ダム、
川治ダム、霞ヶ浦開発

- ・○ダム使用权の振り替え(川治ダム)【利水者の立場】
今後、本県として利活用策について検討することとしており、利水対策案とすることはできない。
- ・【利根川】ダム使用权等の振替(道平川ダム)について下記のとおり意見を申し上げます。
記
必要な水道水源として確保したものであり、振替はできません。
- ・ダム使用权等の振替
○ 水資源開発への参画は、水道事業者等の事情、地域の特性、人口や経済の動向及び非常時の水源分散化等、様々な要素を総合的に判断し、長期的視野に立ち決定しているものであり、取得したダム使用权等は、地域の将来発展に必要なものであることから、本対策案は認められない。
- ・桐生市では、現在、桐生川ダム貯留権(0.40m³/S)がありますが、桐生川ダム水を水源とする新浄水場の建設計画がありますので、ダム使用权の振り替えは考えていません。
- ・ダム使用权等の振替(奈良俣ダム、草木ダム、霞ヶ浦)＜対策案⑤関係＞
既存利水者の水利用に影響を与えないよう配慮する必要があると考えます。
- ・ダム開発による水道用水は、町が必要として確保したものであります。
現在使用するために許可申請中であり、ダム使用权の振替には応じられません。
- ・香取市では水道未普及地域の整備や老朽化施設の更新、また企業誘致による水需要増加への対処など、将来に向かって安全・安心な施策を講じていかなければならないことから、当市が利根川と霞ヶ浦で確保している水源が今後も確保されるような対策案としていただきたい。
- ・ダム使用权は、将来推計により設定した数値であり、市民の財産として将来も必要なものなので、ダム使用权の振替は考えられない。
- ・ダム使用权等の振替(奈良俣ダム)
(1)新田山田水道の奈良俣ダム開発分0.350m³/sは、暫定水利権として、現在、0.194m³/sが許可されている。供給量については、受水市町との協定書に基づき、日最大供給量の42,300m³(取水量0.515m³/s)を供給する計画であることから、水利権未許可分の0.156m³/sについては今後追加申請を行うため、振替は不可能であり、容認できない。
- ・霞ヶ浦開発事業において、0.351m³/sのダム使用权等を取得しておりますが、未使用であるため水利権として付与されておりません。
現在、水需要予測の結果について精査中であり、当面0.351m³/sの確保をお願いします。

意見聴取結果（流水の正常な機能の維持）

流水の正常な機能の維持代替案・・・ダム使用权等の振替

奈良俣ダム、草木ダム、松田川ダム、
桐生川ダム、四万川ダム、道平川ダム、
川治ダム、霞ヶ浦開発

- ・足利市は、霞ヶ浦導水事業の流水の正常な機能の維持対策案⑤に記載されているダム使用权等の振替が該当しております。
足利市では、地震等の災害や地殻変動等により地下水脈に何らかの異常が生じ、必要な水量や水質が確保できなかった場合に備え、ダム使用权については、当面現状のまま保持していく考えであります。
- ・現在佐野市の水道用水はすべて地下水を取水しておりますが、ダム取水権については、今後有益な方法で活用することを検討しているため、当面現状のまま保有していく予定です。
- ・ダム使用权等の振替については、利水者の取水計画を無視しかねないため慎重な対応が必要となる。
- ・霞ヶ浦開発事業の水利権は、将来の水利用のために応分の費用負担をして確保したものであり、銚子市の財産である。未使用分の振り替えは受け入れられるものではない。
- ・ダム使用权者の意向を聞く前に、「水利権が付与されていない」と定義付けするのは尚早であり、農業利水者と十分調整をされたい。

意見聴取結果（流水の正常な機能の維持）

その他の意見

- ・当企業団は、国庫補助を受けて実施する水道施設整備事業に係る事業の評価実施要領に基づく再評価結果の対応方針として、霞ヶ浦導水事業への参画中止を表明しており、意見回答をする立場に無いと思われるが、②～⑥の対策案については、コストや工期等が明確ではなく、実現性に乏しいと思われる。
よって、実現性の高い対策案①により事業継続していくことが、流水の正常な機能の維持対策としては優位性が高いと思われる。
- ・提示された対策案は、実現性に乏しい。
- ・意見なし
- ・いずれの案も具体的な案や完成時期が示されておらず、実現性に乏しい案である。コスト面、時間面から霞ヶ浦導水事業以外は考えられない。
- ・いずれの対策案も具体的な費用や完成時期が示されておらず、実現性に乏しい案であり、コスト面や時間面からも霞ヶ浦導水事業以外の案は考えられない。
- ・提示された対策案は、実現性に乏しい。
- ・どの案についても当町に直接的に関係するものはございませんので特段の意見はありません。
- ・いずれの対策案も実現性が不透明なうえ、霞ヶ浦の水質浄化（アオコ対策）に寄与しないと考えられることから、既存事業の継続をお願いしたい。
- ・いずれの対策案についても、具体的な費用、完成時期が示されていないこと、また、湖沼掘削案など新たに環境への配慮が必要となるものもあり、実現性に乏しいといえる。
近年、全国的に少雨化の傾向にあり、那珂川での塩水遡上による取水障害、利根川の渇水による取水制限など、これらの早期対策が急務となっている。
霞ヶ浦導水事業については、進捗状況が約8割となっており、残りの事業費と工期を代替案と鑑みても、迅速かつ確実に効果のあげることのできる霞ヶ浦導水事業以外の案は考えられない。
- ・いずれもメリット、コストが示されておらず実現性に乏しい対策案である。
- ・環境や生態系に影響を及ぼす可能性があるため採用すべきではない。
- ・霞ヶ浦導水事業の事業費以上の事業費が見込まれているほか、他用途ダムからの容量買い上げについては、費用が明示されていない。
関係機関との協議・調整が必要なことから、事業開始までに相当の期間が必要と考えられる。
他用途ダム容量買い上げについては、渇水時には難しいと考えられる。
以上のことから、いずれも実現性が乏しい対策案であると考えられる。

意見聴取結果（流水の正常な機能の維持）

その他の意見

- ・いずれも、具体的な費用や完成時期が示されておらず、実現性に乏しい対策案である。コスト面、時間面からも導水事業以外の案は考えられない。
- ・いずれの対策案も費用や完成期間、市町村での対応の仕方等の具体的な内容が示されていないため、実現的に乏しい案であり、コスト面や時間面からも霞ヶ浦導水事業以外の案は考えられない。
- ・提示された対策案は、実現性が少ない。
- ・香取市域における利根川からの取水に影響がないような対策案としていただきたい。
- ・いずれもコスト面・時間面・実現性等において、現計画の対策として採用することは困難であると思われる。
- ・対策案の検討に際しては、事業の効果や実現性等に十分配慮するとともに、既存施設の利水参画者に影響を及ぼすことのないようにしていただきたい。
- ・いずれの対策案も具体的な費用や完成時期が示されていないため、実現性に課題があると考えられる。
- ・いずれの対策案も概算事業費は示されているものの具体的な完成時期が明示されておらず、実現性に乏しい案であり、コスト面、時間的にも霞ヶ浦導水事業に替わる案ではない。
- ・意見無し。
- ・水環境において、利根川における内水面漁業及び利根川河口沿岸漁業に影響を及ぼさないよう配慮してほしい。
- ・市としては、流水の正常な機能の維持対策の必要性は認めており、コストを抑えて、早期に実現できる手法での整備を求める。
- ・今後新たな流水の正常な機能を維持するための施策にあたっては、関係者との協議・調整などさらに相当な年月を要することが考えられる。
そのため、経済性や工期等、効果が早期に期待できる事業を選択すべきと思われるが、代替案が現実的なものなのか疑問も残る。
また、潤沼の生態系（水質）は、近隣河川を含めたバランスの上で成り立っている。さらに、ラムサール条約の締結に向けた取組みも進んでいる状況を踏まえ検討いただきたい。
- ・流水の正常な機能の維持対策案は、新規利水と同様の対策案を組み合わせたものである。そのため、新規利水対策案と同様の意見である。
- ・本来、公表前に、検討を行う施設の所有者や関係者に情報提供する必要があると考える。
- ・対策案には具体的な記載がないため、計画内容が具体化された場合は、その内容により当局の意見も変更、追加する可能性がある。
また、計画が具体化された時点で、農業者及び関係機関へ早急に協議・調整をされたい。
- ・対策案の検討に際しては、事業の効果や実現性等に十分配慮するとともに、施設等の早期完成やコストの縮減に努めていただきたい。
また、既存施設の利水参画者に影響を及ぼすことのないようにしていただきたい。

意見聴取結果（流水の正常な機能の維持）

その他の意見

- ・意見なし
- ・いずれの対策案も具体的な費用や完成時期が示されておらず、実現性に乏しい案であり、コスト面や時間面を考えると、霞ヶ浦導水事業以外の案は考えられない